

中華人民共和国独占禁止法（2022年改正）

中華人民共和国独占禁止法

（2007年8月30日第10期全国人民代表大会常務委員会第29回会議にて可決 2022年6月24日第13期全国人民代表大会常務委員会第35回会議の「『中華人民共和国独占禁止法』の改定に関する決定」に基づき改正）

目次

第1章 総則

第2章 独占合意

第3章 市場における支配的地位の濫用

第4章 事業者の集中

第5章 行政権限の濫用による競争の排除、制限

第6章 独占の疑いのある行為に対する調査

第7章 法律責任

第8章 附則

第一章 総則

第1条 独占行為を防止し、制止し、市場における公平な競争を保護し、イノベーションを奨励し、経済運営効率を向上させ、消費者の利益及び社会公共の利益を維持・保護し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するため、本法を制定する。

第2条 中華人民共和国国内の経済活動における独占行為に対し、本法を適用する。中華人民共和国国外の独占行為が、国内の市場競争に対して排除、制限の影響を与える場合は、本法を適用する。

第3条 本法に定める独占行為には次の各号に掲げる内容が含まれる。

- (1) 事業者による独占合意の形成。
- (2) 事業者の市場における支配的地位の濫用。
- (3) 競争を排除、制限する効果を有し、又は有するおそれがある事業者の集中。

第4条 独占禁止に係る業務は、中国共産党による指導を堅持する。

国は市場化、法治化の原則を堅持し、競争政策の基礎的な地位を強化し、社会主義市場経済に適応する競争規則を制定及び実施し、マクロコントロールを十全なものにし、統一的、開放的、競争的かつ秩序ある市場体系を整備する。

第5条 国は健全、公平な競争審査制度を構築する。

行政機関及び法律、法規により権限を付与された公共の事務を管理する職能を有する組織は、市場主体の経営活動に関わる規定を制定するとき、公平な競争審査を行わなければならない。

第6条 事業者は公平な競争と自由意志による協同により、法に基づいて集中を実施し、経営規模を拡大し、市場競争力を向上させることができる。

第7条 市場における支配的地位を有する事業者は、市場における支配的地位を濫用して、競争を排除、制限してはならない。

第8条 国有経済が支配的地位を占め、国民経済の命脈及び国の安全に関わる業種、並びに法に基づき専業、専売を実施する業種について、国はその事業者の合法的な経営活動を保護するものとし、かつ事業者の経営行為並びにその商品及び役務の価格に対して法に基づく監督管理及び調整を行い、消費者の利益を維持保護し、技術の進歩を促進させる。

前項に定める業種の事業者は、法に基づいて経営し、誠実に信義を守り、厳格に自らを律し、社会公衆の監督を受けなければならない。その支配的地位又は専業者、専売者としての地位を利用して消費者の利益に損害を与えてはならない。

第9条 事業者はデータとアルゴリズム、技術、資本上の優位性及びプラットフォーム規則等を利用して本法が禁止する独占行為に従事してはならない。

第10条 行政機関及び法律、法規により権限を付与された公共の事務を管理する職能を有する組織は、行政権限を濫用して、競争を排除、制限してはならない。

第11条 国は独占禁止規則制度を構築、整備し、独占禁止に対する監督管理の力量を強化し、監督管理能力と監督管理体系の近代化レベルを向上させ、独占禁止法執行の司法を強化し、法により公正に、効率よく独占禁止案件を審理し、行政法執行と司法とのリンケージシステムを構築し、公平な競争秩序を維持、保護する。

第12条 国務院は、独占禁止委員会を設置し、独占禁止に係る業務の組織、調整、指導を行わせ、次の各号に掲げる職責を履行させる。

- (1) 関連競争政策の検討、立案。
- (2) 市場全体の競争状況の調査及び評価の実施、評価報告の公表。
- (3) 独占禁止ガイドラインの制定、公表。
- (4) 独占禁止行政に係る法執行業務の調整。
- (5) 国務院が定めるその他の職責。

国務院独占禁止委員会の構成及び業務規則は、国務院が定める。

第13条 国務院独占禁止法執行機構は、独占禁止に係る法執行業務を統一的に担う。

国務院独占禁止法執行機構は、業務の必要に応じて、省、自治区、直轄市の人民政府の相応の機構に権限を付与して、本法の規定に基づき独占禁止に係る法執行業務を担わせることができる。

第14条 業種協会は、業界の自律を強化し、当該業種の事業者の法に基づく競争を導き、コンプライアンス経営を実施し、市場競争秩序を維持・保護しなければならない。

第15条 本法という事業者とは、商品の生産、経営又は役務の提供に従事する自然人、法人及び非法人組織を指す。

本法という関連市場とは、事業者が一定期間内に特定の商

品又は役務（以下、まとめて「商品」という）について競争を行う商品の範囲又は地域的範囲を指す。

第二章 独占合意

第16条 本法にいう独占合意とは、競争を排除、制限する合意、決定又はその他の協力行為を指す。

第17条 競争関係を有する事業者が次の各号に掲げる独占合意を形成することを禁止する。

- (1) 商品の価格を固定し、又は変更すること。
- (2) 商品の生産数量又は販売数量を制限すること。
- (3) 販売市場又は原材料調達市場を分割すること。
- (4) 新技術、新設備の購入を制限し、又は新技術、新製品の開発を制限すること。
- (5) 共同して取引を排斥すること。
- (6) 国務院独占禁止法執行機構が認定するその他の独占合意。

第18条 事業者が取引相手と次の各号に掲げる独占合意を形成することを禁止する。

- (1) 第三者に対する商品再販売価格を固定すること。
- (2) 第三者に対する商品再販売最低価格を限定すること。
- (3) 国務院独占禁止法執行機構が認定するその他の独占合意。

前項第1号又は第2号に規定する合意について、事業者が競争を排除、制限する効果を有しないことを証明できる場合は、禁止しない。

事業者がその関連市場における市場占有率について、国務院独占禁止法執行機構が規定する基準を下回っており、かつ国務院独占禁止法執行機構が規定するその他の条件に合致していることを証明できる場合は、禁止しない。

第19条 事業者は、その他の事業者を組織して独占合意を形成させ、又はその他事業者が独占合意を形成するために実質的に幫助してはならない。

第20条 事業者が、合意の形成は次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することを証明できる場合は、本法第17条、第18条第1項、第19条の規定を適用しない。

- (1) 技術改良、新製品の研究開発のためである場合。
- (2) 製品品質の向上、原価の引下げ、効率の増進のため、製品規格及び基準を統一し、又は專業化による分業を実施する場合。

- (3) 中小事業者の経営効率を高め、中小事業者の競争力を増強するためである場合。
- (4) エネルギーの節約、環境の保護、災害救助等、社会公共の利益を実現するためである場合。
- (5) 経済の不景気につき、販売量の著しい下降又は生産の明らかな過剰を緩和するためである場合。
- (6) 対外貿易及び対外経済協力における正当な利益を保障するためである場合。
- (7) 法律及び国務院の定めるその他の場合。

前項第1号から第5号の事由に該当し、本法第17条、第18条第1項、第19条の規定を適用しない場合、事業者は、更に合意の形成が関連市場の競争を著しく制限することがないこと、かつ消費者にもこれにより生じる利益を享受させることが可能であることを証明しなければならない。

第21条 業種協会は、当該業種の事業者を、本章で禁じている独占行為に従事させてはならない。

第三章 市場における支配的地位の濫用

第22条 市場における支配的地位を有する事業者が次の各号に掲げる市場における支配的地位の濫用行為に従事することを禁止する。

- (1) 不公平な高価格で商品を販売し、又は不公平な低価格で商品を購入すること。
- (2) 正当な理由なく、原価を下回る価格で商品を販売すること。
- (3) 正当な理由なく、取引相手との取引を拒否すること。
- (4) 正当な理由なく、取引相手が当該事業者とでなければ取引を行うことができないよう限定し、又はその指定する事業者とでなければ取引を行うことができないよう限定すること。
- (5) 正当な理由なく、商品を抱き合わせ販売し、又は取引時にその他の不合理な取引条件を付加すること。
- (6) 正当な理由なく、条件が同一の取引相手に対し、取引価格等の取引条件において差別的取扱をすること。
- (7) 国務院独占禁止法執行機構が認定するその他市場における支配的地位を濫用する行為。

市場における支配的地位を有する事業者は、データやアルゴリズム、技術及びプラットフォーム規則等を利用して、前項に規定する市場における支配的地位の濫用行為に従事してはならない。

本法にいう市場における支配的地位とは、事業者が関連市場

内において、商品の価格、数量もしくはその他の取引条件をコントロールすることができ、又はその他の事業者の関連市場への参入を阻害し、もしくはこれに影響を及ぼすことができる能力を有する市場地位を指す。

第23条 事業者が市場における支配的地位を有することの認定にあたっては、次の各号に掲げる要素に基づかなければならない。

- (1) 当該事業者の関連市場における市場占有率、及び関連市場の競争状況。
- (2) 当該事業者が販売市場又は原材料調達市場をコントロールする能力。
- (3) 当該事業者の財力及び技術条件。
- (4) 他の事業者の当該事業者に対する取引における依存度。
- (5) 他の事業者の関連市場への参入の難易度。
- (6) 当該事業者の市場における支配的地位の認定に関連するその他の要素。

第24条 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、事業者が市場における支配的地位を有するものと推定することができる。

- (1) 1つの事業者の関連市場における市場占有率が2分の1に達している場合。
- (2) 2つの事業者の関連市場における市場占有率が合計で3分の2に達している場合。
- (3) 3つの事業者の関連市場における市場占有率が合計で4分の3に達している場合。

前項第2号及び第3号に定める状況に該当し、そのうちのある事業者の市場占有率が10分の1に満たない場合は、当該事業者が市場における支配的地位を有すると推定してはならない。

市場における支配的地位を有すると推定された事業者が、市場における支配的地位を有しないことを証明する証拠を有する場合、当該事業者が市場における支配的地位を有すると認定してはならない。

第四章 事業者の集中

第25条 事業者の集中とは、次の各号に掲げる状況を指す。

- (1) 事業者が合併すること。
- (2) 事業者が持分又は資産を取得する方法により他の事業者に対する支配権を取得すること。

(3) 事業者が契約等の方式により他の事業者に対する支配権を取得すること、又は他の事業者に対して決定的な影響を与えることができること。

第26条 事業者の集中が国務院規定の申告基準に達する場合、事業者は事前に国務院独占禁止法執行機構に申告しなければならない。申告していない場合は、集中を実施してはならない。

事業者の集中が国務院規定の申告基準に達していないが、当該事業者の集中が競争の排除、制限効果を有し、又は有するおそれがあることを証明する証拠がある場合、国務院独占禁止法執行機構は、事業者に申告を求めることができる。

事業者が前2項の規定に従って申告を行わない場合、国務院独占禁止法執行機構は、法に基づき調査を実施しなければならない。

第27条 事業者の集中において次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、国務院独占禁止法執行機構に申告しないことができる。

- (1) 集中に参加する1つの事業者が他の各事業者の50%以上の議決権を有する株式又は資産を保有している場合。
- (2) 集中に参加する各事業者の50%以上の議決権を有する株式又は資産が同じ1つの集中に参加していない事業者に保有されている場合。

第28条 事業者が国務院独占禁止法執行機構に集中を申告する場合、次の文書、資料を提出しなければならない。

- (1) 申告書
- (2) 集中が関連市場の競争状況に及ぼす影響の説明。
- (3) 集中の合意
- (4) 集中に参加する事業者の会計士事務所の監査を経た前会計年度の財務会計報告書。
- (5) 国務院独占禁止法執行機構が定めるその他の文書、資料。

申告書には、集中に参加する事業者の名称、住所、経営範囲、集中実施予定日及び国務院独占禁止法執行機構が定めるその他の事項を明記しなければならない。

第29条 事業者が提出した文書、資料に不備があった場合、国務院独占禁止法執行機構の定める期間内に文書、資料を補充提出しなければならない。事業者が期限を過ぎても文書、資料を補充提出しなかった場合は、申告しなかったものとみなす。

第30条 国務院独占禁止法執行機構は、事業者が提出した本法第28条の規定に合致する文書、資料の受領日から起算して30日以内に、申告した事業者の集中に対して初期審査を行い、さらなる審査を実施するか否かについての決定を下し、かつ事業者に書面で通知しなければならない。国務院独占禁止法執行機構が決定を下すまで、事業者は集中を実施してはならない。

国務院独占禁止法執行機構がさらなる審査を実施しない旨の決定を下し、又は期限を徒過しても決定を下さなかった場合には、事業者は集中を実施することができる。

第31条 国務院独占禁止法執行機構は、さらなる審査を実施すると決定した場合、決定日から起算して90日以内に審査を終了し、事業者の集中を禁止するか否かについての決定を下し、かつ事業者に書面で通知しなければならない。事業者の集中を禁止する旨の決定を下したときは、理由を説明しなければならない。審査期間中は、事業者は集中を実施してはならない。

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、国務院独占禁止法執行機構は、事業者に書面で通知することで、前項に定める審査期間を延長することができる。但し、最長でも60日を超えてはならない。

- (1) 事業者が審査期日の延長に同意する場合。
- (2) 事業者の提出した文書、資料が正確ではなく、さらなる確認が必要である場合。
- (3) 事業者の申告後、関連状況に重大な変化が生じた場合。

国務院独占禁止法執行機構が期限を徒過しても決定を下さなかった場合には、事業者は集中を実施することができる。

第32条 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、国務院独占禁止法執行機構は、事業者集中の審査期間の計算中断を決定して、事業者に書面で通知することができる。

- (1) 事業者が規定に従って文書、資料を提出しなかったことにより、審査業務を行うことができない場合。
- (2) 事業者集中の審査に重大な影響を及ぼす新たな状況、新事実が出現し、事実確認をせずに審査業務を行うことはできない場合。
- (3) 事業者の集中に対して付加された制限的条件について更なる評価を行う必要があり、事業者から中止の請求があった場合。

審査期間の中断事由が消滅した日から起算して、審査期間の計算は再開され、国務院独占禁止法執行機構は書面で事業者に通知しなければならない。

第33条 事業者の集中の審査にあたっては、次の各号に掲げる要素を考慮しなければならない。

- (1) 集中に参加する事業者の関連市場における市場占有率、及びその市場に対する支配力。
- (2) 関連市場の市場集中度。
- (3) 事業者の集中が市場参入、技術進歩に対して与える影響。
- (4) 事業者の集中が消費者及びその他の関連事業者に対して与える影響。
- (5) 事業者の集中が国民経済発展に対して与える影響。
- (6) 国務院独占禁止法執行機構が考慮すべきと認める市場競争に影響を与えるその他の要素。

第34条 事業者の集中が競争の排除、制限効果を有し、又は有するおそれがある場合、国務院独占禁止法執行機構は、事業者の集中を禁止する旨の決定を下さなければならない。但し、当該集中が競争に対して与える有利な影響が不利な影響より明らかに大きいこと、又は社会公共の利益に合致することを事業者が証明できる場合には、国務院独占禁止法執行機構は、事業者の集中を禁止しない旨の決定を下すことができる。

第35条 禁止しない事業者の集中に対し、国務院独占禁止法執行機構は、集中が競争に与える不利な影響を減少させるための制限的条件の付加を決定することができる。

第36条 国務院独占禁止法執行機構は、事業者の集中を禁止する旨の決定又は事業者の集中に制限的条件を付加する旨の決定を、社会に向けて遅滞なく公表しなければならない。

第37条 国務院独占禁止法執行機構は、事業者集中の種類別、等級別の審査制度を整備し、法に従って国家の経済と人民の生活等に関わる重要な分野における事業者の集中の審査を強化し、審査の質及び審査の効率を向上させなければならない。

第38条 外資による国内企業の買収、又はその他の方法による事業者の集中への参加が、国の安全に関わる場合、本法の規定に従い事業者の集中に対する審査を行う以外に、国の関連規定に従い国家安全審査も行わなければならない。

第五章 行政権限の濫用による競争の排除、制限

第39条 行政機関及び法律、法規により権限を付与された公共の事務を管理する職能を有する組織は、行政権限を濫用して、

単位又は個人に対し、その指定する事業者の提供する商品を取り扱い、購入し、使用するよう限定し、又は形を変えて限定してはならない。

第40条 行政機関及び法律、法規により権限を付与された公共の事務を管理する職能を有する組織は、行政権限を濫用して、事業者と提携合意、覚書等を締結する等の方式により、その他事業者による関連市場への参入を妨害し、又はその他事業者に対して不平等な待遇を実施し、競争を排除、制限してはならない。

第41条 行政機関及び法律、法規により権限を付与された公共の事務を管理する職能を有する組織は、行政権限を濫用して、次の各号に掲げる行為を実施し、地域間における商品の自由な流通を妨害してはならない。

- (1) 他の地域の商品に対して差別的な費用徴収項目を設定し、差別的な費用徴収基準を実施し、又は差別的な価格を定めること。
- (2) 他の地域の商品に対して当該地域の同種商品とは異なる技術上の要求、検査基準を定め、又は他の地域の商品に対して重複検査、重複認証等の差別的な技術上の措置を講じ、他の地域の商品の当該地域市場への参入を制限すること。
- (3) 他の地域の商品のみを対象とする行政許可を採用して、他の地域の商品の当該地域市場への参入を制限すること。
- (4) 検問所の設置又はその他の手段を講じ、他の地域の商品の参入又は当該地域の商品の搬出を阻害すること。
- (5) 地域間における商品の自由な流通を妨害するその他の行為。

第42条 行政機関及び法律、法規により権限を付与された公共の事務を管理する職能を有する組織は、行政権限を濫用して、差別的な资格要求、評価審査基準を設定し、又は法に基づく情報公開を行わない等の方式により、事業者による入札募集・応札及びその他経済活動への参加を排斥又は制限してはならない。

第43条 行政機関及び法律、法規により権限を付与された公共の事務を管理する職能を有する組織は、行政権限を濫用して、当該地域の事業者と不平等な取扱いをする等の方式を講じることで、他の地域の事業者による当該地域での投資又は分支機構の設立を排斥、制限、強制し、又は形を変えて強制してはならない。

第44条 行政機関及び法律、法規により権限を付与された公共の事務を管理する職能を有する組織は、行政権限を濫用して、事業者が本法に定める独占行為に従事することを強制し、又は形を変えて強制してはならない。

第45条 行政機関及び法律、法規により権限を付与された公共の事務を管理する職能を有する組織は、行政権限を濫用して、競争を排除、制限する内容を含む規定を制定してはならない。

第六章 独占の疑いのある行為に対する調査

第46条 独占禁止法執行機構は、法に基づき独占行為の疑いのある行為に対して調査を行う。

独占の疑いのある行為について、いかなる単位及び個人も独占禁止法執行機構に対して通報する権利を有する。独占禁止法執行機構は、通報者のために秘密を保持しなければならない。

通報が書面形式により行われ、かつ関連事実及び証拠を提供するものである場合、独占禁止法執行機構は必要な調査を行わなければならない。

第47条 独占禁止法執行機構は、独占の疑いのある行為を調査する場合、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 調査対象の事業者の営業施設又はその他の関連施設に立入り、検査を行うこと。
- (2) 調査対象の事業者、利害関係人又はその他の関連単位もしくは個人に質問し、関連状況の説明を求めること。
- (3) 調査対象の事業者、利害関係人又はその他の関連単位もしくは個人の関連書類、契約書、会計帳簿、業務書簡、電子データ等の文書、資料を閲覧し、複製すること。
- (4) 関連証拠を封印し、押収すること。
- (5) 事業者の銀行口座の照会を行うこと。

前項に定める措置を講じる場合には、独占禁止法執行機構の主たる責任者に書面で報告し、かつ承認を得なければならない。

第48条 独占禁止法執行機構が独占の疑いのある行為を調査する場合、法執行担当官は2名以上でなければならない、かつ法執行証明書を提示しなければならない。

法執行担当官が質問及び調査を行う場合は、記録を作成し、かつ質問対象者又は調査対象者の署名を得なければならない。

第49条 独占禁止法執行機構及びその職員は、法執行の過程に

おいて知り得た営業機密、個人のプライバシー及び個人情報について、法に基づき秘密保持義務を負う。

第50条 調査対象の事業者、利害関係人又はその他の関連単位もしくは個人は、独占禁止法執行機構が法に基づき職責を履行することに協力しなければならない、独占禁止法執行機構の調査を拒絶し、妨害してはならない。

第51条 調査対象の事業者、利害関係人は意見を述べる権利を有する。独占禁止法執行機構は、調査対象の事業者、利害関係人の提出した事実、理由及び証拠につき確認を行わなければならない。

第52条 独占禁止法執行機構は、独占の疑いのある行為を調査し確認を行った後、独占行為を構成すると認定した場合、法に基づき処分の決定を下さなければならない、かつ社会に向けて公表することができる。

第53条 独占禁止法執行機構が調査した独占の疑いのある行為について、調査対象の事業者が、独占禁止法執行機構が認可した期限までに具体的措置を講じ、かかる行為の結果を除去することを承諾した場合、独占禁止法執行機構は調査の中止を決定することができる。調査中止の決定には、調査対象の事業者が承諾した具体的内容を明記しなければならない。

独占禁止法執行機構が調査中止を決定した場合、事業者による承諾の履行状況を監督しなければならない。事業者が承諾を履行した場合、独占禁止法執行機構は調査の終了を決定することができる。

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、独占禁止法執行機構は調査を再開しなければならない。

- (1) 事業者が承諾を履行しない場合。
- (2) 調査中止決定を下すにあたり根拠とした事実に変化が生じた場合。
- (3) 調査中止の決定が事業者の提供した不完全な情報又は真実でない情報に基づき下されたものである場合。

第54条 独占禁止法執行機構が法に基づき行政権限を濫用した競争の排除、制限が疑われる行為について調査を実施するとき、関連する単位又は個人は協力しなければならない。

第55条 事業者、行政機関及び法律、法規により権限を付与さ

れた公共の事務を管理する職能を有する組織について、本法規
定への違反が疑われる場合、独占禁止法執行機構はその法定代
表者又は責任者に対して行政指導（面談）を行い、改善措置を
提出するよう要求することができる。

第七章 法律責任

第56条 事業者が本法の規定に違反し、独占合意を形成し、か
つ実施した場合、独占禁止法執行機構は違法行為の停止を命じ、
違法所得を没収し、併せて前年度売上高の1パーセント以上10
パーセント以下の制裁金を課す。前年度の売上高がない場合は、
500万元以下の制裁金を課す。形成した独占合意を実施してい
ない場合は、300万元以下の制裁金を課すことができる。事業
者の法定代表者、主たる責任者及び直接の責任者が独占合意の
形成に個人的な責任を負っている場合は、100万元以下の制裁
金を課すことができる。

事業者がその他事業者を組織して独占合意を形成させ、又は
その他事業者が独占合意を形成するために実質的に幫助した場
合は、前項の規定を適用する。

事業者が自発的に独占禁止法執行機構に独占合意の形成に
関する状況を報告し、かつ重要な証拠を提供した場合、独占禁
止法執行機構は、情状を酌量して当該事業者に対する処罰を軽
減し、又は免除することができる。

業種協会が本法の規定に違反し、当該業種の事業者に独占合
意を形成させた場合、独占禁止法執行機構は是正を命じ、300
万元以下の制裁金を課すことができる。情状が重大な場合、社
会団体登記管理機関は法に基づき登記を抹消することができる。

第57条 事業者が本法の規定に違反し、市場における支配的地
位を濫用した場合、独占禁止法執行機構は違法行為の停止を命
じ、違法所得を没収し、併せて前年度売上高の1パーセント以
上10パーセント以下の制裁金を課す。

第58条 事業者が本法の規定に違反し、集中を実施した場合で、
かつ競争を排除、制限する効果を有し、又は有するおそれがあ
る場合、国务院独占禁止法執行機構は集中実施の停止、期限を
定めた株式又は資産の処分、期限を定めた営業の譲渡及びその
他の必要な措置を講じて集中の実施前の状態に戻すよう命じ、
前年度売上高の10パーセント以下の制裁金を課す。競争を排除、
制限する効果がない場合は、500万元以下の制裁金を課す。

第59条 本法第56条、第57条、第58条に定める制裁金について、
独占禁止法執行機構が具体的な制裁金の金額を確定するときは、
違法行為の性質、程度及び継続した時間や違法行為の結果の除
去状況等の要素を考慮しなければならない。

第60条 事業者が独占行為を実施し、他人に損失を与えた場合
は、法に基づき民事責任を負う。

事業者が独占行為を実施し、社会公共の利益を損なわせた場
合、設区市級以上の人民検察院は、法に基づき人民法院に対し
て民事公益訴訟を提起することができる。

第61条 行政機関及び法律、法規により権限を付与された公共
の事務を管理する職能を有する組織が、行政権限を濫用して競
争を排除、制限する行為を実施した場合、上級機関は是正を命
じる。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して、
法に基づき処分を与える。独占禁止法執行機構は、関連の上級
機関に対し、法に基づき処分すべき旨の建議を提出することが
できる。行政機関及び法律、法規により権限を付与された公共
の事務を管理する職能を有する組織は、関連する是正状況を上
級機関及び独占禁止法執行機構に対して書面で報告しなければ
ならない。

法律、行政法規において、行政機関及び法律、法規により
権限を付与された公共の事務を管理する機能を有する組織の行
政権限濫用による競争排除又は制限行為に対する処分につき別
段の規定がある場合は、その規定による。

第62条 独占禁止法執行機構が法に基づき実施する審査及び調
査に対し、関連資料、情報の提供を拒絶した場合、虚偽の資料、
情報を提供した場合、証拠を隠匿、処分、移転した場合、又は
その他調査を拒絶、妨害する行為を行った場合、独占禁止法執
行機構は是正を命じ、単位に対しては前年度の売上高の1パー
セント以下の制裁金を課す。前年度の売上高がない場合、又は
売上高の計算が難しい場合は、500万元以下の制裁金を課す。
個人に対しては50万元以下の制裁金を課す。

第63条 本法の規定に違反し、情状が重大な場合、影響が特に
悪質である場合、又は特別重大な結果を引き起こした場合、国
務院独占禁止法執行機構は、本法第56条、第57条、第58条、第
62条に規定する制裁金の金額の2倍以上5倍以下で具体的な制裁
金の金額を確定することができる。

第64条 事業者が本法の規定に違反して行政処罰を受けた場合は、国家の関連規定に従って信用記録に記入したうえで、社会に向けて公表する。

第65条 独占禁止法執行機構が本法第34条、第35条に基づき下した決定に不服がある場合は、まず法に基づき行政不服審査を申し立てることができる。行政不服審査の決定に不服がある場合は、法に基づき行政訴訟を提起することができる。

独占禁止法執行機構が下した前項の規定以外の決定に不服がある場合は、法に基づき行政不服申立を行い、又は行政訴訟を提起することができる。

第66条 独占禁止法執行機構の職員が職権を濫用して、職務を怠慢し、私情のために不正行為を働き、又は法執行過程で知り得た営業機密、個人のプライバシーや個人情報を漏洩した場合は、法に基づき処分を与える。

第67条 本法の規定に違反し、犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追究する。

第八章 附則

第68条 事業者が知的財産権に関する法律、行政法規の規定に従い知的財産権を行使する行為には、本法を適用しない。但し、事業者が知的財産権を濫用して、競争を排除、制限する行為には、本法を適用する。

第69条 農業生産者及び農村経済組織が農産物の生産、加工、販売、輸送、貯蔵等の経営活動において行った協同又は協力行為には、本法を適用しない。

第70条 本法は2008年8月1日から施行する。

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebash.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。